

政 委 第 1 号  
平成 21 年 1 月 7 日

国土交通省独立行政法人評価委員会  
委員長 木 村 孟 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に  
関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 9 月 8 日付けをもって貴委員会から通知のあった  
「国土交通省所管独立行政法人の平成 19 事業年度業務実績評価について」  
等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取り  
まとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼  
回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分  
踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いいたします。

## 平成 19 年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

### 1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画<sup>（注）</sup>の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 国土交通省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における国土交通省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の国土交通省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、件数では2,532件減少している。一方、金額については、約114.74億円増加しているが、これは、一部法人において競争性のない随意契約の金額が増加したことによるものである。契約全体に占める競争性のない随意契約の割合については、金額で18ポイント、件数で9ポイント減少している。

また、国土交通省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、1,352件(44%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

## 3 平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、国土交通省所管の全法人から、業務実績報告書とは別に当委員会の関心事項に沿った報告書の提出を改めて受けるとともに、当委員会の関心事項に沿って評価が行われるよう、全法人共通の様式を用いて評価結果を示すことに加えて、16あるすべての分科会それぞれ所属の委員に個別に説明するなどの工夫がなされている。

しかしながら、国土交通省所管20法人(土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、海技教育機構、航空大学校、自動車検査、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、都市再生機構、奄美群島振興開発基金、日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構)の業務の実

績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量（契約金額・件数等）及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

## (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、国土交通省所管 20 法人については、評価結果において、「契約に係る規程を定め、適切な内容と評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、5 法人については、表 3 - (1) のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
交通安全環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人交通安全環境研究所会計規程」(平成13年4月1日研究所規程第6号)において、随意契約要件として「業務運営上必要がある場合」と具体的に定められていない条項がある。</li> </ul>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程」(平成15年10月1日機構規程第78号)において、随意契約要件として「業務運営上特に必要があると認める場合」と具体的に定められていない条項がある。</li> <li>・同規程において、予定価格に応じて、一般競争入札における公告期間の下限を国の基準(10日)より短く設定している。</li> <li>・同規程において、その他役務等における指名競争契約限度額(300万円以下)を国の金額基準(200万円以下)より高く設定している。</li> </ul>
水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争契約限度額に関する規定がない。</li> </ul>
空港周辺整備機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則」(平成15年10月1日達第27号)において、随意契約要件として「理事長等が業務運営上特に必要があると認めたとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> </ul>
海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人海上災害防止センター契約事務取扱細則」(平成15年10月1日達第6号)において、随意契約要件として「その他理事長が業務の運営上随意契約の方法によることが適切であると認めるとき」と具体的に定められていない条項がある。</li> </ul>

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。  
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗<sup>ちよく</sup>状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、国土交通省所管 20

法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画」の策定を行い、契約手続きのより一層の適正化を図った」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2法人については、表3-2のとおり当該法人における競争性のない随意契約の金額について平成19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価に当たっては、随意契約の金額が増加している原因等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

**表3-2) 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況**

法人名	金額
	18年度→19年度 (+増分)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	593.26億円→831.01億円 (+237.75億円)
国際観光振興機構	3.78億円→3.87億円 (+0.09億円)

- (注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき、当委員会が作成した。  
 2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。  
 3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

### (3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

#### ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

##### 【水資源機構】

- 本法人には、平成19年度末現在で関連法人が2法人あり、これらの法人における事業収入に占める本法人の発注額割合が8割を超えている。昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏ま

え、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っているが、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について十分な言及がなされていない。今後の評価に当たっては、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

### **【住宅金融支援機構】**

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 5 法人あり、これらの法人のうち、システム開発等の契約に関して競争性のない随意契約により約 108.97 億円の委託契約がなされており、当該発注額が事業収入の大部分を占めているもの等があるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

## **イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果**

### **【交通安全環境研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、水資源機構、海上災害防止センター】**

- ・ これらの法人については、表 3－(3) 及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要で

あると考えるが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

**表3－(3) 平成19年度における一般競争入札における1者応札件数等について**

独立行政法人名	1者応札件数	2者以上の応札件数	1者応札率	該当する類型の平均1者応札率
交通安全環境研究所	121件	25件	82.9%	研究開発型：60.4%
港湾空港技術研究所	75件	29件	72.1%	研究開発型：60.4%
電子航法研究所	104件	18件	85.2%	研究開発型：60.4%
水資源機構	359件	217件	62.3%	公共事業執行型：32.3% 資産債務型：37.6%
海上災害防止センター	19件	18件	51.4%	資産債務型：37.6% 特定事業執行型：38.6%

(注) 1 各独立行政法人の平成19年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が1者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均1者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の6類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均1者応札率を記載している。

4 ①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過（1者応札率が50%を超過）している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。



別表 国土交通省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合(1者応札件数(%) / 一般競争入札件数)	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数注3	関連法人との契約がある法人注4
	競争性のある契約注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
土木研究所	559	92	651	548	35	583	241(48%) /505件	0	
	36.27	7.43	43.70	38.57	1.82	40.39			
建築研究所	51	93	144	57	77	134	39(78%) /50件	0	
	3.00	3.77	6.78	2.95	3.25	6.20			
交通安全環境研究所	66	209	275	156	17	173	121(83%) /146件	0	
	6.61	14.34	20.95	15.30	0.78	16.08			
海上技術安全研究所	70	148	218	167	43	210	103(70%) /148件	0	
	24.93	7.64	32.56	8.11	3.23	11.34			
港湾空港技術研究所	155	120	275	143	13	156	75(72%) /104件	0	
	10.30	9.13	19.43	18.57	1.08	19.65			
電子航法研究所	55	77	132	126	12	138	104(85%) /122件	0	
	3.78	6.42	10.20	10.57	0.35	10.92			
航海訓練所	53	33	86	73	11	84	21(30%) /71件	1	○
	11.25	6.01	17.26	13.02	3.25	16.27			
海技教育機構	13	47	60	20	43	63	1(7%) /15件	0	
	3.41	1.39	4.80	1.50	1.23	2.72			
航空大学校	34	28	62	44	23	67	17(47%) /36件	0	
	10.87	1.79	12.66	13.66	1.10	14.76			
自動車検査	75	275	350	109	142	251	38(40%) /96件	0	
	14.78	21.99	36.76	25.98	12.70	38.68			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	733	1,314	2,047	991	1,028	2,019	129(22%) /587件	4	○
	1,153.90	593.26	1,747.16	2,203.19	831.01	3,034.20			
国際観光振興機構	26	34	60	36	30	66	4(16%) /25件	0	
	0.77	3.78	4.55	1.13	3.87	5.00			
水資源機構	1,643	516	2,159	1,797	294	2,091	359(62%) /576件	2	○
	345.01	128.70	473.71	545.20	124.23	669.43			
自動車事故対策機構	49	147	196	66	115	181	6(12%) /49件	0	
	13.18	36.93	50.11	11.88	34.13	46.01			
空港周辺整備機構	26	26	52	28	13	41	1(5%) /20件	0	
	3.32	5.41	8.73	2.15	0.78	2.93			
海上災害防止センター	10	89	99	38	77	115	19(51%) /37件	0	
	0.75	5.23	5.98	4.53	4.46	8.99			
都市再生機構	4,974	4,010	8,984	4,080	3,035	7,115	37(10%) /357件	38	○
	2,115.07	1,284.15	3,399.22	2,197.92	1,235.26	3,433.18			
奄美群島振興開発基金	1	5	6	1	4	5	0(0%) /0件	0	
	0.06	0.07	0.13	0.08	0.04	0.12			
日本高速道路保有・債務返済機構	32	80	112	72	48	120	11(50%) /22件	0	
	37.33	59.98	97.32	79.37	50.71	130.08			
住宅金融支援機構	237	1,181	1,418	358	932	1,290	26(20%) /131件	5	○
	55.31	332.40	387.71	122.34	331.28	453.63			
合計 (国土交通省)	8,862 (51%)	8,524 (49%)	17,386 (100%)	8,910 (60%)	5,992 (40%)	14,902 (100%)	1,352(44%) /3,097件		
	3,849.90 (51%)	2,529.82 (51%)	6,379.72 (100%)	5,316.02 (67%)	2,644.56 (33%)	7,960.58 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) /24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 3 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 4 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 5 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。